

九州中央自動車道の早期整備を求める意見書

高規格幹線道路は、その広域性、高速性によって、観光や物流など「人」と「物」の交流を支え、住民生活の向上及び産業の振興、防災、救急医療をはじめとする緊急事態への対応など生活を支え、命の基盤となる必要不可欠な社会資本である。

特に、高速道路の供用率が全国に比べ著しく低く、その他社会資本整備が遅れている本県においては、循環型高速交通ネットワークの形成により、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火災害からの再生・復興に大きく寄与するとともに、九州の扇の要に位置する細島港との連携によっても多大な効果が見込まれ、九州の社会資本整備の東西格差解消・景気の一体的浮揚が期待できる。

よって、国においては、九州中央自動車道の早期整備に向けた、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 地方の道路整備を緊急かつ計画的に進めるため、道路整備のための予算を十分に確保するとともに、特に高速道路の供用率が著しく低い本県など地方への重点配分を行い、地方における道路整備予算の更なる拡大を図ること。
- 2 九州中央自動車道の整備にあたって、地方の意見を十分反映するとともに、地方の負担を極力軽減し、事業の進捗を図ること。
- 3 九州中央自動車道を必要な道路として新たな整備計画に盛り込むとともに基本計画区間である「山都～延岡間」の整備計画を早期に策定すること。
- 4 九州中央自動車道と一体となって機能する国道218号北方延岡道路・高千穂日之影道路の早期完成を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年6月29日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
内閣官房長官	枝野幸男様
財務大臣	野田佳彦様
国土交通大臣	大畠章宏様